

第百三十三号議案

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十二日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和元年十月江戸川区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「三月一日」を削り、同条第二項中「三月に支給する場合においては百分の百五、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百十」を「百分の百二十」に改める。

第三十二条第二項中「三月に支給する場合においては百分の百二十五、六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百十」を「百分の百二十」に改める。

#### 付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

#### （説明）

特別区人事委員会勧告に基づき、常勤職員の令和五年度以降における三月期の期末手当を廃止することを踏まえ、会計年度任用職員の三月期の期末手当を廃止するため、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。